

平成24年行政事業レビューシート (金融庁)

事業名	東日本大震災復旧・復興事業		担当部署	金融庁監督局／復興庁		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度～		担当課室	総務課／統括官付参事官(予算会計担当)		西田 直樹 尾関 良夫		
会計区分	一般会計及び 東日本大震災復興特別会計		施策名	1-1-1金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 1-2-1預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止 3-2-2中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	「二重債務問題への対応方針」 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」 「東日本大震災からの復興の基本方針」 「平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用について」(閣議決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	<p>○東日本大震災の被災金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること。</p> <p>○被災地域の預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止等が図られること。</p> <p>○「一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会」の事業に係る経費を補助することによりガイドラインによる債務整理を円滑に進め、また、ガイドラインを含む被災者支援施策の認知向上等により施策の実効性を向上させることにより、債務者の生活再建に資することを目的とする。</p>							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>○金融機能強化法(震災特例)に基づき国の資本参加を行うにあたり、金融機関等が発行する優先株式等の商品性審査のため、フィナンシャル・アドバイザー(FA)業務を外部専門家に委託する。</p> <p>○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の行う業務の円滑な運営に資するための資金の一部として、預金保険機構が行う同支援機構に対する出資に要する経費を支出する。</p> <p>○「一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会」の実施する業務のうち、仮に一般の手続きと同様の処理をした場合に被災された債務者自身が負担することとなる以下の手続きに要する経費について、運営委員会に対して補助を行う。 (1)個人債務者による申出の支援 (2)個人債務者の弁済計画書の作成の支援 (3)弁済計画書についての報告書の作成(弁済計画書のチェック) (4)弁済計画書の説明等の支援 また、ガイドラインを含む被災者支援施策に係る周知広報の実施や、被災地の中小企業・生活者の資金繰りの状況について、金融庁職員が被災した市町村や中小企業などを訪問しヒアリングを行う。</p> <p>※平成24年度以降は、復興庁で予算を一括計上し、金融庁で執行する事業である。</p>							
実施方法	<p>■直接実施 ■委託・請負 ■補助 □負担 □交付 □貸付 □その他</p>							
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	-	-	-	755 (復興庁計上)	623 (復興庁計上)	
		補正予算	-	-	19,767(※) (金融庁計上)	-		
		繰越し等	-	-	-	-		
	計		-	-	19,767(※)	755	623	
	執行額		-	-	18,719			
	執行率(%)		-	-	94.7%			
備考		<p>(※) 平成23年度補正予算には予備費使用額19,747百万円が含まれる。 (内訳:預金保険機構出資金18,680百万円、個人債務者私的整理支援事業費補助金1,067百万円)</p>						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (23年度)
	「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を適用する個人債務者の数 ※成果実績は、債務整理成立に向けて準備中の案件数		成果実績		-	-	538(※)	10,000
		達成度	%	-	-	5.38%		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	弁済計画書の作成の支援等の業務に関し、弁護士等への報酬額に相当する活動実績(個人債務者私的整理支援事業費補助金交付要綱より)		活動実績 (当初見込み)	人日	-	-	993 (30,000)	- (18,000)
単位当たりコスト	-		(円/)	算出根拠	-			
平成24・25年度予算内訳	費目		24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	個人債務者私的整理支援事業費補助金		633	508	○個人債務者私的整理支援事業費補助金は、その時点の約定返済を停止している債務者等を参照し、積算したことから、減額見込みとなったもの。			
	諸謝金		80	80	○庁費については、25年度に必要な被災者支援施策に係る周知広報等経費を積算したところ、減額見込みとなったもの。			
	庁費		41	35				
	委員等旅費		0	0				
	計		755	623				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	○本経費は「事業の目的」を果たすために必要な個人債務者私的整理支援事業費補助金、預金保険機構出資金、FA業務(震災特例限定)委託経費等である。 ○当該補助金に係る不用率が大きい理由は、被災された方々の中には地域の復興計画や原子力損害賠償の動向等を見極めていることや、金融機関が返済猶予しているため逼迫していないことなどにより、ガイドラインの利用を保留している方々も多く、利用実績が当初の見込みを下回っているためである。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	○本経費は、被災者支援施策に係る周知広報等において一般競争入札に付すこと等により、節減を図っている。 ○補助金、出資金については、その性質上、経費の節減は不可能であるが、目的に照らして適切に支出されているかについては確認を行っている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	○本経費は、被災地の債務者の生活再建に資する観点から万全の措置として手当したものであり、必ずしも目標値を達成することが重要な目的ではないが、ガイドラインの更なる利用が進むよう引き続き周知広報に努めていく。 なお、被災者の中には、地域の復興計画や原子力損害賠償の動向等を見極めており、ガイドラインの利用を控えている方もいることなどが考えられる。
	△	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	△	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	○FA業務については、金融機能強化法(震災特例)に基づく資本参加の申請期限は29年3月末であり、今後、資本参加の申請が多数なされた場合や大規模なFA業務が必要となった場合にも対応できる体制を整えておくため、予算確保は必要。 ○預金保険機構出資金については、東日本大震災事業者再生支援機構(東日本大震災による被害により、過大な債務を負っている事業者であって、被災地域で事業の再生を図ろうとする皆様に対して、金融機関等が有する債権の買取り等を通じ、債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的とする株式会社)の設立(平成24年2月)と業務開始(同年3月)という所要の目的を果たしたため、25年度の予算措置は不要とする。 なお、預金保険機構は、同支援機構の設立の発起人となり、出資を行ったものである。 ○被災者の中には、地域の復興計画や原子力損害賠償の動向等を見極めており、ガイドラインの利用を控えている方もいることなどから、25年度においてもしっかりと対応できる体制を整えておくため、予算確保は必要。		
	予算監視・効率化チームの所見		
一部改善	○ FA謝金については、資本参加の申請が多数なされた場合等にも的確に対応するため、金額の確保は不可欠。 ○ 預金保険機構出資金については、東日本大震災事業者再生支援機構の設立及び業務開始という所要の目的は達成しているため、25年度の予算措置は不要。 ○ 個人債務者私的整理支援事業費補助金及び被災者支援施策に係る周知広報等経費については、これまでの実績や被災者の状況等を踏まえ、経費の見直しを行いつつ、十分な体制を整えていくことが必要。		
	上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)		
を(縮減)除く 預金保険機構出資金	○ FA謝金については、金融機能強化法に基づく資本参加の申請期限は29年3月末であり、今後、多数の資本参加の申請がなされる場合等に備え、引き続き予算を確保する。 ○ 預金保険機構出資金については、所要の目的は達成しているため、今後の予算措置は不要。 ○ 個人債務者私的整理支援事業費補助金及び被災者支援施策に係る周知広報等経費については、これまでの実績や被災者の状況等を踏まえた積算を行い、減額して要求を行う。		
	補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)		
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	—	平成23年行政事業レビュー	7

金融庁
18,719百万円

〔金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する。
預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシス
テムリスクの未然防止を図る。〕

《預金保険機構への出資金》

【出資】
1先:18,680百万円

A. 預金保険機構
1先:18,680百万円

〔株東日本事業者再生支援機構
の設立に伴い、同支援機構の行
う業務の円滑な運営に資するた
めの資金の一部として預金保険
機構が行う同支援機構に対する
出資に要する経費を支出。〕

《個人債務者の私的整理に係る
支援に必要な経費》

【補助金】
1先:27百万円

B. 一般社団法人
個人版私的整理ガイドライン
運営委員会

〔東日本大震災において被災した
個人債務者が私的整理をする際
の弁護士費用等の補助(業務費
のうち弁護士等の専門家への報
酬及び郵送、交通、宿泊に要す
る費用の補助)〕

《被災者支援施策に係る周知広
報等に必要な経費》

【一般競争入札・委託】
2先:11百万円
【随意契約(少額)・委託】
3先:1百万円

C. 株毎日広告社
5先:12百万円

〔被災地において、東日本大震災
の影響による中小企業・生活者
の資金繰りの実情の把握、個別相
談会、説明会の実施、被災者支援
策の周知・広報を実施。〕

【出資】
1先:18,668百万円

D. 株東日本事業者
再生支援機構
1先:18,668百万円

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する)(単位:
百万円)

A. 預金保険機構			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
出資金	預金保険機構への出資	18,680			
計		18,680	計		
B. 一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
補助金	個人債務者私的整理支援事業費補助金	27			
計		27	計		0
C. (株)毎日広告社			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
広告費	新聞等周知広報経費	10			
広告費	テレビスポット広告経費	1			
計		11	計		0
D. (株)東日本事業者再生支援機構			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
出資金	(株)東日本事業者再生支援機構への出資	18,668			
計		18,668	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごと
 に最大の金額が支出され
 ている者について記載す
 る。費目と使途の双方で
 実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.預金保険機構

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	預金保険機構	預金保険機構から(株)東日本事業者再生支援機構への出資	18,680	-	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	一般社団法人 個人版私的整理 ガイドライン運営委員会	東日本大震災において被災した個人債務者が私的整理をする際の 弁護士費用等の補助	27	-	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

C. (株)毎日広告社

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)毎日広告社	個人版私的整理ガイドラインを含む被災者支援施策の周知広報のための広告	10	4	-(※)
2	(株)東急エージェンシー	個人版私的整理ガイドラインの周知広報のためのテレビスポット広告	1	5	-(※)
3	神広企画(株)	個人版私的整理ガイドラインの周知広報のための啓発物資製作	1	随意契約	
4	ヨシダ印刷(株)	個人版私的整理ガイドラインの周知広報のための啓発物資製作	0	随意契約	
5	(株)KILAMEK	個人版私的整理ガイドラインの周知広報のための啓発物資製作	0	随意契約	
6					
7					
8					
9					
10					

※入札時の予定価格が類推できないよう、予定価格及び落札率を公表していない。

E. (株)東日本事業者再生支援機構

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)東日本事業者再生支援機構	(株)東日本事業者再生支援機構への出資	18,668	-	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

経費名	23年度	24年度	25年度要求
預金保険機構出資金(※)	18,680	-	-
個人債務者私的整理支援事業費補助金等	1,087	675	543
フィナンシャル・アドバイザー(F A)謝金	-	80	80
計	19,767	755	623

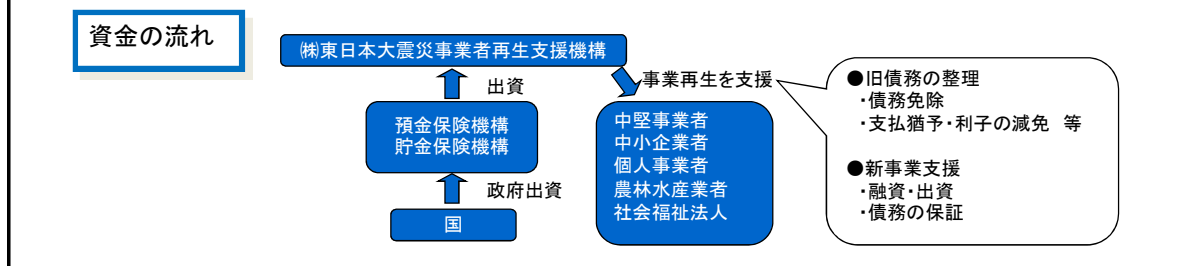
※ 23年度限りの経費(予備費使用)

○預金保険機構出資金

事業の目的・概要詳細

○被災地域の預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られること。

○株式会社東日本事業者再生支援機構の行う業務の円滑な運営に資するための資金の一部として、預金保険機構が行う同支援機構に対する出資に要する経費を支出する。



○個人債務者私的整理支援事業費補助金等

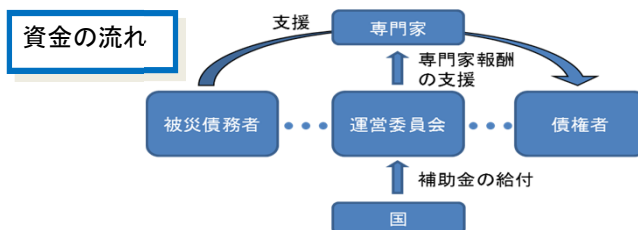
事業の目的・概要詳細

○「一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会」の事業に係る経費を補助することによりガイドラインによる債務整理を円滑に進め、また、ガイドラインを含む被災者支援施策の認知向上等により施策の実効性を向上させることにより、債務者の生活再建に資することを目的とする。

○「一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会」の実施する業務のうち、仮に一般の手続きと同様の処理をした場合に被災された債務者自身が負担することとなる以下の手続きに要する経費について、運営委員会に対して補助を行う。

- (1)個人債務者による申出の支援
- (2)個人債務者の弁済計画案の作成の支援
- (3)弁済計画案についての報告書の作成 (弁済計画案のチェック)
- (4)弁済計画案の説明等の支援

また、ガイドラインを含む被災者支援施策に係る周知広報の実施や、被災地の中小企業・生活者の資金繰りの状況について、金融庁職員が被災した市町村や中小企業などを訪問しヒアリングを行う。



○フィナンシャル・アドバイザー(F A)謝金

事業の目的・概要詳細

○東日本大震災の被災金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること。

○金融機能強化法(震災特例)に基づき国の資本参加を行うにあたり、金融機関等が発行する優先株式等の商品性審査のため、フィナンシャル・アドバイザー(F A)業務を外部専門家に委託する。

